
○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 10時37分）

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、弁明、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第18、決議案第1号 松崎町長 長嶋精一君に対する不信任決議案についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○8番（稲葉昭宏君） では、指名をいただきまして、不信任の決議案を提出をいたします。内容を今から説明をいたします。

一昨年12月に長嶋町長は誕生したわけですが、1年3ヶ月が経過した。その間に町長提案の議案が2度否決され、補正予算も2度修正が行われたわけですが、また、今議会においても平成31年度一般会計予算が減額修正をされ、また、道の駅花の三聖苑整備改修工事1億5千300万円の診療所建設工事実施設計業務委託1千200万円とが削除されたわけですが、これは、町長が公約達成を優先するために住民や議会の意見を聞かず独断的に推し進めてきた結果であり、町長が議会を軽視をしてきたという結果でもあるわけですが。

また、松崎町役場という組織を力で支配すべく職員に対する恫喝や自分の意に沿わない職員へのパワーハラスメントなど、複数の職員からは、議会に対して悲痛な訴えが届いておるわけですが、町長と職員が信頼関係のもと、職員が生き活きと仕事ができる職場環境こそが住民福祉の向上につながるものであると思います。

人口減少、少子高齢化が急速に進み、財政力も弱い我が町にとって、国県や近隣の町との連携は不可欠であります。町長の後先考えない言動・行動によりこれまで積み上げてきた良好な関係が崩れかけていることは、これからの行政運営上、住民にとっても非常に不利益となることは間違いない。議会と町長との溝が深まり、これ以上このような状態が続くことは、松崎町にとっても好ましくない。長嶋町長は早急に退陣すべきである。

よって松崎町議会は松崎町長長嶋精一君を信任をしない。

以上、決議をするわけですが。

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑を許します。

○3番（渡辺文彦君） この不信任の提案の中に、町長が公約の達成を優先させるがため、住民や議会の意見を聞かず独断専行的に進めて来たというふうに表示されているわけですが、まず町長は執行権者として自分の政策を提案する権限はあると私は理解しております。

その中でもって、まあいろいろ町長が発してくることに對しては問題がないと考えます。それで、問題は住民や議会の意見を聞かずにいうところにあるわけですが、まあ、不十分であるとはいえ行政の側は、この今回の道の駅とか、診療所の件に関して、議会にも町民にも説明はされてきたと思います。これは十分とはもうしませんけども、されてきてるはずですよ。それをしないで独断的に進めているという表現ちょっと僕はちょっと理解しがたいんですけども、その辺に對して、なんでそれが独断専行なのかをお伺いしたいと思います。

○8番（稲葉昭宏君） そういう解釈ってのはね、個々の議員さんの見解によるものだと思うわけですが、もしそうであるならば、我々はこういった何回も修正、あるいは否決、そしてまた申し入れをする必要はないと思うわけですが、ですから、やはり公約を果たすのが、これは町長の執行権で、いわば町民との約束事ですから、これは、そのために一生懸命、町長が推進をしてくつてのがわかるわけですが、それには、やはり議会に申し入れをしたようにですね、議会にやっぱりその・・前の段階として色々の詳しい状況を説明したり、納得のいくような形の手段が少々少ないではないかというふうなことで、こういう表現をしたわけですが、

まあ十分な審議がなされ、そして十分な説明があれば、それは当然、議会の方でも積極的に受け入れて、そしてまた、あるいは可決という方向にも持っていけるとは思いますが、結果的な状況を見ますと、大変、議会と町長との対立が徐々に徐々に厳しくなっていくという状況は現在の事実なわけですが、そういう点におきまして、この不信任決議案を提出したわけですが、

○3番（渡辺文彦君） 今、提案者の方から、申し入れしたにも係わらずというふうな表現があったわけですが、基本的に意志決定は、この議場でされることであると僕は理解しています。事前に、申し入れをして、内々で済ます、物事を進めていくよりかは、議場の場でもって物事の判断をされるというのが、僕は健全な議会のあり方と考えます。

その中でもって、町長自身、色々自分の意見を通すがごとく、まあ、色々思想的に問題はあったかとは思いますが、それに対して議会がちょっと待てという発言をしてい

く、それが本来の議会のあるべき姿として、僕は求められていると思います。

修正が何回もされたから、町長の提案の仕方が間違っているという方向性は、僕は当たらないと考えます。むしろ、議会がその町長のやったことに対しチェックをし、批判していくことの方が議会の健全性が保たれると僕は理解してますけども、その辺はいかが思いますか。

○8番（稲葉昭宏君） まああの、一般質問のときにね、私は質問したわけですけども、結局、町長の・・・これは議員さん方認識していると思いけど、一つの議案に対して議会の方が・・・要するに承認をするまで何回も何回も、提案権があるからといって何回も何回も出してくるといのは、やはり町長の姿勢としていかがなものかと。こういう形がずっと続きますと、議会そしてまた町長の乖離っていうのがどんどん大きくなってくわけで、これじゃあ物事が全然進まないし、議会の議決がなければ執行ができない状況になるわけです。

そうしますと、困るのは町民であって、今、ちょうどそういった状況に行きつつあるという、危機感をこちらは持っているわけです。ですから、これはもう私がね・・・説明をいろいろしても、結局、渡辺議員の方で納得がいく、いかないっていうのは・・・これは最終的にはね、ここで議論してもしょうがないわけであって、いわば賛成か反対か個人の意志の判断に委ねるほかにしょうがないと思いますけどね。

○2番（伴 高志君） 今回・・・今、渡辺議員の質問ありましたけれども、主な不信任に対する理由ってのはですね、この重点施策であげられてきている・・・この予算を進めてこれなかったということが一つあげられます。それで、その点に関しての質疑なんですけども・・・、この一方の、道の駅花の三聖苑の改修工事1億5300万、それから診療所建設の実施設計1200万ってことが、冒頭に上げられてますけれども、まあ、この件についてですけども、道の駅の方は確かに渡辺議員が言ってきたように・・・計画の中にこう積み上げて進めて来たものがあったと思いますけども、それが最終的に通らなかったのは、それはやっぱり議会の議決っていうことが、重要視されたっていうことだと思います。

ただ、その過程でですね、もう一方のこの診療所建設にあたっては、これも同じく重点施策で進めてきたわけですけども、それで、私は・・・町長のね、まあ、公約の・・・

○議長（土屋清武君） 伴君、質問をするには、要旨をまとめてください。

○議長（土屋清武君） 賛同者でありますからね・・・あんたは。この内容は了承しているわけでしょ。だから署名したんでしょ。

○2番（伴 高志君） 内容が含まれてくるのかどうかっていうことを確認したいんですけど

ど。ですから、この施策を進めるに当たって、町長に答弁の虚偽があったのではないかと
いう・・・、それは不信任の理由に値しますか。

○8番（稲葉昭宏君） まあ、この件に・・・、議案は既に議決されているわけですから、内容
について云々っていうことは、ここでもって言及する話ではないわけですから、議会の意志
は否決という形で・・・削除、否決、当然、削除されたわけですね。

だからその点については、もう議員も・・・その賛否の意志を表明しておるわけですから、
私が議案の内容のことについて今更、説明して云々ということはないと思います。

○3番（渡辺文彦君） 不信任の理由の二つ目に、職員へのパワハラとか恫喝ということがあ
げられておりますけど、これに対して、複数の職員からは議会に対して、というふうに表現
がされています。私は、議会へとあったというふうには理解してません。

個人的には、議員の中に職員の中からそういう意見があったということは聞いてはおりま
す。私自身もそのことに対して話を伺ったから、職員に対してそういうことがあるかってこ
とは語りかけたことはありますけれども、職員の方から私はそういうことに対して、直接訴
えを聞いたことはございません。それに対して、もし、そうだとするならば、具体的に、ど
ういうパワハラがあったかどうか証言していたかないと、私としてはそのことに対して判断
ができないわけでありまして、その辺はいかがでしょうか。

（8番（稲葉昭宏君）ちょっと休憩入れさせて下さい。）

○議長（土屋清武君） 暫時休憩します。

（午前 10時43分）

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 10時54分）

○1番（深澤 守君） 質疑終結の動議を提出いたします。

（「異議あり」、「異議なし」の声あり）

○議長（土屋清武君） ただいま1番議員から質疑終結したいとの動議がありました。所定の
賛同者がありますので、動議は成立しました。

本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

ここで、町長長嶋精一君から不信任決議案に対して弁明の申し出があります。町長からお弁明を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋清武君) 異議なしと認めます。長嶋町長は入場して下さい。

(町長入場して登壇)

○町長(長嶋精一君) 弁明の機会をいただきまして、申し上げます。

私は、1年3ヶ月間ですね、松崎町の潜在能力を高めるために、あの本当に、あの全力で疾走しながらやって参りました。それで、あの・・・たとえばですね、あの公約を果たすために独断専行でやったということについてはですね、非常に心外でございます。すべて、あの・・・議員、議会とも相談しながらやって参りましたし、それで、私の根底にあるのは、声なき声を聞いていきたいということでもあります。

やってきたことについては、例えば、買い物支援のタクシーだとか、本当に困った人はいるわけですね。75才以上になると免許返納するようなことになるそうですね、じゃあ、どうやって・・・町内の人はいいとしましても、あの、三浦だとか岩科だとか門野とかどうするんだということやって参りました。

そして、診療所誘致については、これ公約ですけど・・・だから、急いでいるわけではないんですね。ただし今、診療所が2つしかないんです。そうするとですね、非常に診療所内の・・・混み合まして、患者さんがうんと遅れてしまうということ、患者さんも大変、それから診るお医者さんもね、ものすごい負担だと思うんです。それで、診療所を誘致したいということだったんですけど、これについては2つのお医者さんにも承諾を得ております、そうしてくださいということで承諾を得ております。そして、町内に診療所を作ってしまったら、もし大津波が来たときに、町内が壊滅的になったときに誰が助けるんですかと。私は選挙公約に、例えば岩科地区とかあるいは中川地区、津波が来ないところに診療所を誘致して、その先生たちが津波にやられてしまった町民を助けるというふうに私はもうずっと描いておりました。従ってね、思いつきでやったわけじゃなくてですね、あの・・・っていうことでないことを理解していただきたいと思います。

そして、交渉事というのは、確かに候補先のお医者さんと交渉しました。交渉事というのはね、水面下でですね、松崎のここですけど来ていただけますかということを提示しないで、松崎町に来ていただけますかじゃあですね説得できないんですよ。だもんで、確定はしていないんですけども、ほぼ、だいたい、来て頂けるということは得たわけですね。

皆さん、新聞ですね・・もう一週間位前ですか、静岡県は全国の県内で、全国の都道府県の中で下から数えるぐらいお医者さんが少ないんです・・静岡県は。ましてや、賀茂郡はですね、お医者さんが少ないので、変な意味で有名になっているわけですね・・、という新聞報道があるということは、各市町でお医者さんの争奪戦が始まります、きっと。そうするとですね、ますます松崎町に来ていただけないということがあるわけです。従って、私は、あの・・今後のお医者さんにですね、来ていただくように、担当課長がですね、健康福祉課長と統括が何回も東京に行って交渉しました。それで、やっとこちらの方に来ていただけるというふうな・・ほぼ、言質を得たわけであります。従って、議会に上げたわけですが、まあ時期尚早ってことで、あるいはもっと中をね、中身を検討しようということで、まあ否決されたわけですが、ただ議員の方々も、今後のことについてはね、相談に乗るぞと言ってくださる方も多いのですから、それについては、是非お願いしたいなあと思います。

いずれにしろですね、あのパワハラがあったとかね、なんとかって言うのは、職員に聞いて下さい。私の、この・・厳しいかもしれないけど・・この愛情深さっていうのはね、わかってくれると思います。あの・・一人一人の職員に、本当にパワハラがあったのか、ああ、怒ることは厳しいですよ、当然、我々は公僕ですから・・我々の給料は税金から来ているんです。町民の税金です。だから、なんて言うか・・和気あいあいとやっちゃ困るんですね。だから、その点は、私はきっちりと、厳しくやって参りました。しかし、あの・・とことん追い詰めるようなことは一切しません。自分は、僕としては、人にこうやってやられるのは嫌だなーと思うことはやりません。厳しいことはやるけれども、支えることは支えます。そういうつもりで、やっております。

あの・・山口雲見線っていう・・皆さんご存じだと思いますけれども、これは平成11年から棚上げになっていた件であります。これが目安がつかしました。山口雲見線が通るようなことになるとですね・・これは、県の事業でございます。県の事業だけれども、あの・・なかなか、トラブっちゃって、なんともしなかったんですね。地権者が・・ご印鑑をいただきました。合意を得ました。だから、20年位経ってやっと、あの・・合意がでたわけです。これはですね山口の・・まあ、岩科の人のみならず、三浦の人たち、それとあの南伊豆の人たちも助かるはずですよ。136号線が崩れたら、そこしかないんですよ。それも、あの・・やりました。道のことから、すぐ明日から開通するってことではないですけども、目安をつけました。これは、もう、十何年・・平成11年からですから、それと、コミュニケーショ

ンが少ないということを申されましたけれども、町政懇談会を、10年以上やっていない町政懇談会を昨年からは開始しております、あの・・・100%満足はいただけないでしょうけども、5地区に行ってですね、あの・・・何かありますかっていうことで説明して参りました。従ってコミュニケーションが不足しているってことは私はないと思います。声なき声は、しっかりと聞いて、町政運営に・・・やってきた、つもりでございます。

ですから、今後、議員の皆さんともですね・・・確かに、指摘された件についてはですね、真摯に受け止めて・・・しっかり・・・これは重要な案件だということについてはですね、真っ先に町会議員の皆さんとも話をして・・・やって参りたいと思います。あの・・・まだ沢山主張したいことはあるんですけれども、まあ・・・こういう・・・時間があるでしょうからこれで終わりますけれども、私は信頼ということが、人間は大切だと思います。言ったことはやると、男の言ったことは絶対やるということ。あの・・・できないこともあるでしょうけども、それについては、刻々と説明すると、その都度説明するというふうに考えております。私は・・・約束事、そういったことはできるだけ・・・できるだけというよりも守ります。どうぞ、ひとつ宜しく願いいたします。以上でございます。

(8番(稲葉昭宏君)一言言わせて下さい。)

○8番(稲葉昭宏君) 町長の弁明ってということで、私も、まあ町長の意図も良く理解できます。ですから我々には不信任の権限があつてですね、町長には解散権がありますから、是非とも解散権を行使していただいて、我々議会側も、町民が真意を問うてもらいたい。ですから、これは是非ともね・・・解散権を行使して議会を解散をしていただいて、そして、この判断は町民がしていただく・・・まあ、それを要望いたします。

○議長(土屋清武君) 町長、退場して下さい。

(町長、退場)

○議長(土屋清武君) 以上で、町長の弁明を終わります。

○議長(土屋清武君) これより、討論に入ります。

まず、本案に対する、反対討論の発言を許します。

○3番(渡辺文彦君) 私は、この不信任案決議に反対いたします。理由は、やはり、まだ私たち議会は、町民に対してちゃんとした説明がされていない状況にあると考えています。町長も住民に対し説明が足りないように、議会もやっぱり足りない状況にあると思います。

今、その中で、そういう議案に対する否決とか修正とかが出てきたわけですが、今回、私も一般会計予算に対しては修正に対して賛同を申しました。かつて他の議案、予算に

対しても一貫して反対を申ししてきたわけですが、でもそれは・・・町長に対する否定は不信任ですけども・・・でもその中で、やっぱり町長に考え直していただいて、町民に向き合ってもらいたいという思いがあったからこそ、それを出してきたわけであります。

今、ここで主張されている根拠の中に・・・住民に対して非常に不利益が生じるって書かれている訳ですけど、この不利益を実感している町民は、僕は多いとは感じておりません、かなりの方は感じているかもしれないですけど、そもそもこのこと自身が議会で問題になっていることを知らない町民の方が遙かに多いのではないかと私は推測しています。現に昨日・・・私はこの問題をちょっと・・・ちらっと耳にしたもので有権者の何名かに、こういう問題があるけども、議会はそのまま進めて良いのかということを・・・意見を伺いました。そしたらやっぱり、今のままでは、ちょっと議会もおかしいんじゃないかという意見が圧倒的でした。このままするならば、気に入らない人間は、あとから、あとから全部指摘して、落としてしまえば良いという話になるんじゃないかっていう・・・そういうことを言われる方もいらっしゃいました。我々はやっぱり、町長と議会がまじめに真摯に向き合って、町民のために尽くす努力義務があると思います。今、ちょっとの齟齬があるからといって、いきなりここで、不信任を出して、ここで議論を止めてしますということは僕はいかがなものかと思います。

今、稲葉議員が、議会も解散して町民の信を問えば良いという発言をしましたけれども、それは、結果的にはそういうふうな形になると思いますけども、今、町民の方々にこのことに対する判断を求めるのは、まだ機が熟していないように僕は思います。いずれにしろ我々の任期は4月いっぱいをもって終わりますから、その時点において、この問題を町民に訴えても私はいいかと考えています。

よって、この議会において、この不信任案を承認することは、私は差し控えたいと思います。

○議長（土屋清武君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（佐藤作行君） 稲葉議員の提案理由の説明の・・・あったとおり、そのままの意見をもってる訳ですが、町長においては、広い意味での行政能力の不足があると思われます。

あと、パワーハラスメント、なんだかんだ色々ありますが、手法的にですね、あの・・・自分が間違っているけど私は修正しないと、そういうような発言が何回もあった訳です。そういう行政手法のやり方自体にも私は疑問を持っています。ということで、不信任決議案に賛成いたします。

○議長（土屋清武君） 次に、反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

反対討論なしと認めます。

○議長（土屋清武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○2番（伴 高志君） 私は、この不信任に賛成します。なぜかというのですね・・・先ほどは主に、予算の関係のことしか質疑できなかったんですけども、やっぱり今、佐藤議員の方からも賛成討論ありましたとおり、広い意味での行政運営・・・このことについて、やっぱり先行きが・・・本当に長嶋町長にお願いしていいのかということが問われてきていると思うんです。

これは町の行政しかり、そして、広域の行政・・・これは、やっぱり、松崎町に多く関わってくることでありますので、そういったところが問われていることであります。長嶋町長の、ここで不信任を賛成することで、よりこれからの町政をどう問われるべきかということを経営して、これがもう、町議会選挙の方にも向かっていくわけですけども、そこを、鮮明にしていく必要があるということにおいても、ここで不信任に賛成したいともいます。

○議長（土屋清武君） これを持って討論を終了します。

○議長（土屋清武君） これより決議案第1号 松崎町長長嶋精一君に対する不信任決議案についての件を起立により採決します。

本案については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とする特別多数議決となります。この特別多数議決の場合は議長にも表決権があることを申し添えます。

ただいまの出席議員は8名であります。その4分の3は6名であります。

本決議案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立6名であります。よって、松崎町長 長嶋精一君に対する不信任決議案は可決されました。ご着席下さい。

暫時休憩します。

(午前 11時14分)